

○ 総合土地改良事業実施要綱（昭和38年10月23日付38農地B第3742号農林事務次官依命通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 (趣 旨)</p> <p>国又は都道府県が土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第1項、法第85条の2第1項又は法第85条の3第6項の規定に基づき申請により、農業用排水施設の新設若しくは変更の事業（都道府県が行うものにあつては、別に定めるところにより国の補助金の交付を受けて行うものに限る。以下「かんがい排水事業」という。）、農地の造成の事業（農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付45農地C第500号農林事務次官依命通知）第4に定めるところにより行うものに限る。以下「農地開発事業」という。）及び区画整理事業（都道府県が行うものにあつては別に定めるところにより国の補助金の交付を受けて行うものに限る。以下同じ。）のうち2以上の事業を併せて行う場合又は土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第49条第1項第5号に掲げる事業（同項第6号の事業を併せて行うものを含む。）若しくは土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第436号）による改正前の土地改良法施行令（以下「平成12年改正前令」という。）第49条第1項第3号に掲げる事業及び同項第4号から第8号までの事業を併せて行う事業（以下「農地再編事業」という。）を行う場合におけるこれらの事業の実施に関しては、法、令、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p>	<p>第1 (趣 旨)</p> <p>国又は都道府県が土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第1項、法第85条の2第1項又は法第85条の3第6項の規定に基づき申請により、農業用排水施設の新設若しくは変更の事業（都道府県が行うものにあつては、別に定めるところにより国の補助金の交付を受けて行うものに限る。以下「かんがい排水事業」という。）、農地の造成の事業（農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付45農地C第500号農林事務次官依命通知）第4に定めるところにより行うものに限る。以下「農地開発事業」という。）若しくは区画整理事業（都道府県が行うものにあつては別に定めるところにより国の補助金の交付を受けて行うものに限る。以下同じ。）を併せて行う場合又は土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第49条第1項第3号に掲げる事業及び同項第4号から第8号までの事業を併せて行う事業若しくは同項第3号の2に掲げる事業（同項第4号の事業を併せて行うものを含む。）（以下「農地再編事業」という。）を行う場合におけるこれらの事業の実施に関しては、法、令、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p>
<p>第2 総合土地改良事業の実施要件</p> <p>この要綱によりかんがい排水事業、農地開発事業及び区画整理事業のうち2以上の事業を併せて行う事業又は農地再編事業（これらを「総合土地改良事業」と総称する。）は次に掲げる場合に実施するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第2 総合土地改良事業の実施要件</p> <p>この要綱によりあわせて行うかんがい排水事業、農地開発事業若しくは区画整理事業又は農地再編事業（これらを「総合土地改良事業」と総称する。）は次に掲げる場合に実施するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>(3) 農地再編事業のうち、<u>令第49条第1項第5号に掲げる各事業を総合的に施行すること又は同号に掲げる各事業及び同項第6号に掲げる事業の受益地が錯綜若しくは隣接しこれらの事業を同一事業主体が総合的に一貫施行することが適当であると認められる場合</u></p> <p>(4) 農地再編事業のうち、<u>平成12年改正前令第49条第1項第3号に掲げる事業及びこれと併せ行う同項第4号から第8号までの事業の受益地が錯綜又は隣接しこれらの事業を同一事業主体が総合的に一貫施行することが適当であると認められる場合</u></p>	<p>(3) 農地再編事業のうち、<u>令第49条第1項第3号に掲げる事業及びこれと併せ行う同項第4号から第8号までの事業の受益地が錯綜又は隣接しこれらの事業を同一事業主体が総合的に一貫施行することが適当であると認められる場合。</u></p> <p>(4) 農地再編事業のうち、<u>令第49条第1項第3号の2に掲げる各事業を総合的に施行すること又は同号に掲げる各事業及び同項第4号に掲げる事業の受益地が錯綜若しくは隣接しこれらの事業を同一事業主体が総合的に一貫施行することが適当であると認められる場合。</u></p>
<p>第3 (略)</p>	<p>第3 (略)</p>
<p>第4 国営総合土地改良事業費の国庫負担</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農地再編事業にあっては、共同施設に係る費用をかんがい排水施設にかかる費用については原則として水量割、その他の共同費用については原則として受益面積割により各事業に振り分けたものに各事業の専用施設に係るものを加算する方法により事業費を<u>令第49条第1項第5号又は平成12年改正前令第49条第1項第3号</u>（区画整理及び開畑に限る。）の事業に要する部分（以下「3号等事業費」という。）、<u>令第49条第1項第6号又は平成12年改正前令第49条第1項第4号の事業に要する部分</u>（以下「4号等事業費」という。）、<u>令第49条第1項第5号イ又は平成12年改正前令第49条第1項第5号ロロの事業に要する部分</u>（以下「5号等事業費」という。）、<u>同項第6号又は同項第3号の2ロの事業に要する部分</u>（以下「6号等事業費」という。）、<u>同項第7号又は同項第3号の2ハの事業に要する部分</u>（以下「7号等事業費」という。）及び<u>同項第8号又は同項第3号の2ニの事業に要する部分</u>（以下「8号等事業費」という。）に区分し、それぞれの額に(3)に定める式による修正国庫負担率を乗じて得た合計額とする。</p>	<p>第4 国営総合土地改良事業費の国庫負担</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農地再編事業にあっては、共同施設に係る費用をかんがい排水施設にかかる費用については原則として水量割、その他の共同費用については原則として受益面積割により各事業に振り分けたものに各事業の専用施設に係るものを加算する方法により事業費を<u>令第49条第1項第3号又は同項第3号の2</u>（区画整理及び開畑に限る。）の事業に要する部分（以下「3号等事業費」という。）、<u>同項第4号の事業に要する部分</u>（以下「4号等事業費」という。）、<u>同項第5号又は同項第3号の2イの事業に要する部分</u>（以下「5号等事業費」という。）、<u>同項第6号又は同項第3号の2ロの事業に要する部分</u>（以下「6号等事業費」という。）、<u>同項第7号又は同項第3号の2ハの事業に要する部分</u>（以下「7号等事業費」という。）及び<u>同項第8号又は同項第3号の2ニの事業に要する部分</u>（以下「8号等事業費」という。）に区分し、それぞれの額に(3)に定める式による修正国庫負担率を乗じて得た合計額とする。</p>

改 正 後	現 行
<p><u>第1項第8号</u>の事業に要する部分（以下「8号等事業費」という。）に区分し、それぞれ額の額に(3)に定める式による修正国庫負担率を乗じて得た合計額とする。</p> $(3) \quad G = 1 - (E \times K)$ $K = \frac{(A+B) + C}{A+C}$ <p>G：修正国庫負担率 E：次に掲げることにより算定した数値</p> <p>① かんがい排水事業費について算定する場合には、かんがい排水事業費を一般方式（この要綱により総合土地改良事業として行う場合以外の事業方式をいう。以下同じ）による国営事業、都道府県営事業及び団体営事業に相当するものに係る部分に分割し、国営事業費に相当する部分について土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元政令第216号）附則第3条第1項の規定によりなお<u>従前の例によることと</u>された同令による改正前の令（以下「<u>平成元年改正前令</u>」という。）第52条第1項第1号（<u>平成元年改正前令</u>）に定める率（<u>平成元年改正前法律第23号</u>）による改正前の法（以下「<u>旧法</u>」という。）第88条の2第1項の規定により同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもって財源とする事業に係る地区にあつては<u>平成元年改正前令</u>第52条第2項第1号（<u>平成元年改正前令</u>附則第3項を含む。）に定める率）を乗じて得た額に、都道府県営事業費及び団体営事業費に相当する部分について土地改良事業関係係補助金交付交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）に定める都道府県営事業及び団体営事業に係る国庫補助率をそれぞれ1から控除した数値を各部分の対応するものにそれぞれ乗じて得た額の合計額を加えて得た額のかんがい排水事業費に対する割合</p> <p>② 農地開発事業費について算定する場合には、当該農地開発事業</p>	$(3) \quad G = 1 - (E \times K)$ $K = \frac{(A+B) + C}{A+C}$ <p>G：修正国庫負担率 E：次に掲げることにより算定した数値</p> <p>① かんがい排水事業費について算定する場合には、かんがい排水事業費を一般方式（この要綱により総合土地改良事業として行う場合以外の事業方式をいう。以下同じ）による国営事業、都道府県営事業及び団体営事業に相当するものに係る部分に分割し、国営事業費に相当する部分について土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元政令第216号）附則第3条第1項の規定によりなお<u>従前の令によることと</u>された同令による改正前の令（以下「<u>旧令</u>」という。）第52条第1項第1号（<u>旧令</u>）に定める率（<u>法第88条の2</u>）に定める率（<u>法第88条の2</u>）に定める率）を乗じて得た額に、都道府県営事業費及び団体営事業費に相当する部分について土地改良事業関係係補助金交付交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）に定める都道府県営事業及び団体営事業に係る国庫補助率をそれぞれ1から控除した数値を各部分の対応するものにそれぞれ乗じて得た額の合計額を加えて得た額のかんがい排水事業費に対する割合</p> <p>② 農地開発事業費について算定する場合には、当該農地開発事業</p>

改	正	現 行
<p>が一般方式による国営農地開発事業に相当するものであるとき、当該農地開発事業費は<u>平成元年改正前令</u>第52条第1項第1号の2（<u>平成元年改正前令</u>附則第3項を含む。）に定める国営事業の負担金の率（<u>旧法</u>第88条の2第1項の規定により同条第1項各号に掲げる費用につき借入金をもって財源とする事業に係る地区にあっては<u>平成元年改正前令</u>第52条第2項第1号の2（<u>平成元年改正前令</u>附則第3項を含む。）に定める率）を乗じて得た額の当該農地開発事業が一般方式による事業に相当するものであるときは当該農地開発事業補助金交付要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知）に定める都道府県営事業に係る国庫補助率を1から控除した数値を乗じて得た額の農地開発事業費に対する割合</p> <p>③～④（略） K～A（略）</p> <p>B：Aの額のうち、都道府県営事業費及び団体営事業費に相当する部分に係る農民負担金の額を別に構造改善局長が定める方式により借り入れた場合における事業完了時点における利子の累計額に相当するものの額（<u>旧法</u>第88条の2第1項の規定により同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもって財源とする地区にあっては考慮しないものとする。）</p> <p>C（略）</p> <p>2 前項の修正国庫負担率の算定は、法第87条第1項の規定により定められた土地改良事業計画により行うものとし、<u>法第88条</u>の規定による土地改良事業計画の変更があったとき及び<u>旧法</u>第88条の2第1項の規定により同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもって財源とする事業に係る地区となつたときは算定し直すものとする。</p> <p>第5・第6（略）</p>	<p>が一般方式による国営農地開発事業に相当するものであるとき、当該農地開発事業費は<u>旧令</u>第52条第1項第1号の2（<u>旧令</u>附則第3項を含む。）に定める国営事業の負担金の率（法第88条の2第1項の規定により同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもって財源とする事業に係る地区にあっては<u>旧令</u>第52条第2項第1号の2（<u>旧令</u>附則第3項を含む。）に定める率）を乗じて得た額の当該農地開発事業が一般方式による事業に相当するものであるときは当該農地開発事業補助金交付要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知）に定める都道府県営事業に係る国庫補助率を1から控除した数値を乗じて得た額の農地開発事業費に対する割合</p> <p>③～④（略） K～A（略）</p> <p>B：Aの額のうち、都道府県営事業費及び団体営事業費に相当する部分に係る農民負担金の額を別に構造改善局長が定める方式により借り入れた場合における事業完了時点における利子の累計額に相当するものの額（<u>法</u>第88条の2第1項の規定により同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもって財源とする地区にあっては考慮しないものとする。）</p> <p>C（略）</p> <p>2 前項の修正国庫負担率の算定は、法第87条第1項の規定により定められた土地改良事業計画により行うものとし、<u>法第87条の3</u>の規定による土地改良事業計画の変更があったとき及び<u>法</u>第88条の2第1項の規定により同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもって財源とする事業に係る地区となつたときは算定し直すものとする。</p> <p>第5・第6（略）</p>	<p>が一般方式による国営農地開発事業に相当するものであるとき、当該農地開発事業費は<u>旧令</u>第52条第1項第1号の2（<u>旧令</u>附則第3項を含む。）に定める国営事業の負担金の率（法第88条の2第1項の規定により同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもって財源とする事業に係る地区にあっては<u>旧令</u>第52条第2項第1号の2（<u>旧令</u>附則第3項を含む。）に定める率）を乗じて得た額の当該農地開発事業が一般方式による事業に相当するものであるときは当該農地開発事業補助金交付要綱（昭和45年12月10日付け45農地C第500号農林事務次官依命通知）に定める都道府県営事業に係る国庫補助率を1から控除した数値を乗じて得た額の農地開発事業費に対する割合</p> <p>③～④（略） K～A（略）</p> <p>B：Aの額のうち、都道府県営事業費及び団体営事業費に相当する部分に係る農民負担金の額を別に構造改善局長が定める方式により借り入れた場合における事業完了時点における利子の累計額に相当するものの額（<u>法</u>第88条の2第1項の規定により同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもって財源とする地区にあっては考慮しないものとする。）</p> <p>C（略）</p> <p>2 前項の修正国庫負担率の算定は、法第87条第1項の規定により定められた土地改良事業計画により行うものとし、<u>法第87条の3</u>の規定による土地改良事業計画の変更があったとき及び<u>法</u>第88条の2第1項の規定により同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもって財源とする事業に係る地区となつたときは算定し直すものとする。</p> <p>第5・第6（略）</p>

改 正 後		現 行	
事業の種類	事業主体	事業の種類	事業主体
国営総合かんがい排水事業	国	国営総合かんがい排水事業 (略)	国
国営総合農地開発事業	国	国営総合農地開発事業 (略)	国
農地再編事業 (一般型)	国	農地再編事業 (一般型)	国
<p>次に掲げる(1)の事業を基幹事業とし、(2)から(4)までの事業を併せて行うもの。</p> <p>(1) 受益面積がおおむね400ヘクタール(その施行に係る地域のうちに農業を営む者以外の者の農業の体験の用に供する一団の農用地として工事を施行する土地であって、国営農地再編整備事業実施要綱(平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通達)第4の1の(1)の②に定める基準に該当するものを含むもの)以上、おおむね200ヘクタール)以上の区画整理及び開畑を併せ行う事業(平成12年改正前令第49条第1項第3号)</p> <p>(2) かんがい排水事業(平成12年改正前令第49条第1項第4号)次に掲げる一に該当するもの。</p> <p>①～⑧ (略)</p>		<p>次に掲げる(1)の事業を基幹事業とし、(2)から(4)までの事業を併せて行うもの。</p> <p>(1) 受益面積がおおむね400ヘクタール(その施行に係る地域のうちに農業を営む者以外の者の農業の体験の用に供する一団の農用地として工事を施行する土地であって、国営農地再編整備事業実施要綱(平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通達)第4の1の(1)の②に定める基準に該当するものを含むもの)以上、おおむね200ヘクタール)以上の区画整理及び開畑を併せ行う事業(令第49条第1項第3号)</p> <p>(2) かんがい排水事業(令第49条第1項第4号)次に掲げる一に該当するもの。</p> <p>①～⑧ (略)</p>	

別表

別表

改	正	後	現	行	
	<p>(3) ため池等整備事業 (平成12年改正前令第49条第1項第5号、第6号及び第7号)</p> <p>①農用地及び農業用施設等の被害を防止するために次に行うに掲げる事業であつて、②の基準に該当するもの。</p> <p>ア 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に変わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は変更 (以下「老朽ため池等整備工事」という。)(平成12年改正前令第49条第1項第5号)</p> <p>イ 池、沼又は湖に隣接する農用地を直接外水から保全するために行う堤防、樋門及びこれらの附帯施設の新設又は変更 (以下「湖岸堤防工事」という。)(平成12年改正前令第49条第1項第6号)</p> <p>ウ 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設等の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設又は変更 (以下「土砂崩壊防止工事」という。)(平成12年改正前令第49条第1項第7号)</p>				
				<p>(3) ため池等整備事業 (令第49条第1項第5号、第6号及び第7号)</p> <p>①農用地及び農業用施設等の被害を防止するために次に行うに掲げる事業であつて、②の基準に該当するもの。</p> <p>ア 築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に変わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は変更 (以下「老朽ため池等整備工事」という。)(令第49条第1項第5号)</p> <p>イ 池、沼又は湖に隣接する農用地を直接外水から保全するために行う堤防、樋門及びこれらの附帯施設の新設又は変更 (以下「湖岸堤防工事」という。)(令第49条第1項第6号)</p> <p>ウ 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設等の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設又は変更 (以下「土砂崩壊防止工事」という。)(令第49条第1項第7号)</p>	

改	正	後	現	行
<p>② (略)</p>	<p>7号) ② (略)</p>	<p>(4) 農地保全整備事業（平成12年改正前令第49条第1項第8号）急傾斜地帯（土地の平均傾斜度が15度以上に準ずる地域をいう。）若しくはこれに準ずる地帯（普通畑であって土地の平均傾斜度が10度以上の地域をいう。）又は特殊土壌地帯（侵食を受けやすい柱状の土壌地帯をいう。）における農用地の侵食、崩壊を防止するために、受ける農用地の新設又は変更であって、受益面積がおおむね50ヘクタール（畑地帯にあっては、おおむね20ヘクタール）以上のもの。</p>	<p>② (略)</p> <p>(4) 農地保全整備事業（令第49条第1項第8号）急傾斜地帯（土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。）若しくはこれに準ずる地帯（普通畑であって土地の平均傾斜度が10度以上の地域をいう。）又は特殊土壌地帯（侵食を受けやすい柱状の土壌地帯をいう。）における農用地の侵食、崩壊を防止するために、受ける農用地の新設又は変更であって、受益面積がおおむね50ヘクタール（畑地帯にあっては、おおむね20ヘクタール）以上のもの。</p>	<p>次に掲げる(1)の事業、(1)及び(2)若しくは(3)の事業又は(4)の事業(5)の事業を併せ行うもの。</p> <p>(1) 受益面積がおおむね400ヘクタール（その施行に係る地域のうちに農業を営む者以外の者の農業の体験の用に供する一団の農用地として工事を施行する土地であって、国営農地再編整備事業実施要綱第4の1の(1)の②に定める基準に該当するものを含むもの）にあっては、おおむね200ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とする区画整理及び開畑を</p>
<p>農地再編事業 (中山間地域型)</p>	<p>国</p>	<p>農地再編事業 (中山間地域型)</p>	<p>国</p>	<p>農地再編事業 (中山間地域型)</p>
<p>農地再編事業 (中山間地域型)</p>	<p>国</p>	<p>次に掲げる(1)の事業を基幹事業とし、(2)の事業を併せ行うもの。 (削る。)</p>	<p>次に掲げる(1)の事業、(1)及び(2)若しくは(3)の事業又は(4)の事業(5)の事業を併せ行うもの。</p> <p>(1) 受益面積がおおむね400ヘクタール（その施行に係る地域のうちに農業を営む者以外の者の農業の体験の用に供する一団の農用地として工事を施行する土地であって、国営農地再編整備事業実施要綱第4の1の(1)の②に定める基準に該当するものを含むもの）にあっては、おおむね200ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とする区画整理及び開畑を</p>	<p>次に掲げる(1)の事業、(1)及び(2)若しくは(3)の事業又は(4)の事業(5)の事業を併せ行うもの。</p> <p>(1) 受益面積がおおむね400ヘクタール（その施行に係る地域のうちに農業を営む者以外の者の農業の体験の用に供する一団の農用地として工事を施行する土地であって、国営農地再編整備事業実施要綱第4の1の(1)の②に定める基準に該当するものを含むもの）にあっては、おおむね200ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とする区画整理及び開畑を</p>

改	正	後	現	行
	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(1) <u>受益面積がおおむね400ヘクタール（その施行に係る地域内の農業を営む者以外の者の農業の体験の用に供する一団の農用地として工事を施行する土地であって、国営農地再編整備事業実施要綱第4の1の(1)の②に定める基準に該当するものを含むもの）にあつては、おおむね200ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とする区画整理及び開畑を併せ行う事業及びアのため池等整備事業又はイの農地保全整備事業を併せ行う事業であつて、区画整理及び開畑に係る受益地の面積が全体の3分の2以上であるもの（令49条第1項第5号）</u> ア <u>ため池等整備事業（令49条第1項第5号イ、ロ及びハ）</u></p>		<p>併せ行う事業であつて、当該区画整理及び開畑を併せ行う事業に係る受益地の面積が全体の3分の2以上であるもの（令49条第1項第3号）</p> <p>(2) <u>ため池等整備事業（令49条第1項第5号、第6号及び第7号）</u> <u>農地再編事業（一般型）の項の(3)に定める内容のもの。</u></p> <p>(3) <u>農地保全整備事業（令49条第1項第8号）</u> <u>農地再編事業（一般型）の項の(4)に定める内容のもの。</u></p> <p>(4) <u>受益面積がおおむね400ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とする区画整理及び開畑を併せ行う事業及びアのため池等整備事業又はイの農地保全整備事業を併せ行う事業であつて、区画整理及び開畑に係る受益地の面積が全体の3分の2以上であるもの（令49条第1項第3号の2）</u></p>	<p>ア <u>ため池等整備事業（令49条第1項第3号の2イ、ロ及びハ）</u></p>

改 正 後		現 行	
<p>農地再編事業（一般型）の項の(3)に定める内容のもの。 イ 農地保全整備事業（令第49条第1項第5号二） 農地再編事業（一般型）の項の(4)に定める内容のもの。 <u>(2)</u> かんがい排水事業（令第49条第1項第6号） 農地再編事業（一般型）の項の(2)に定める内容のもの。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>農地再編事業（一般型）の項の(3)に定める内容のもの。 イ 農地保全整備事業（令第49条第1項第3号二） 農地再編事業（一般型）の項の(4)に定める内容のもの。 <u>(5)</u> かんがい排水事業（令第49条第1項第4号） 農地再編事業（一般型）の項の(2)に定める内容のもの。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>都道府県営総合かんがい排水事業</p> <p>都道府県</p>	<p>都道府県営総合かんがい排水事業</p> <p>都道府県</p>
<p>都道府県営総合かんがい排水事業</p> <p>都道府県</p>	<p>都道府県営総合かんがい排水事業</p> <p>都道府県</p>	<p>都道府県営総合かんがい排水事業</p> <p>都道府県</p>	<p>都道府県営総合かんがい排水事業</p> <p>都道府県</p>

(注) 1・2 (略)

(注) 1・2 (略)

附 則
この通知は、平成30年4月1日から施行する。

